

鳥取大学ソフトボール部 部則

第1章 総則

- 1 本部は鳥取大学ソフトボール部と称する。
- 2 本部は鳥取市湖山町南4丁目101鳥取大学内におく。
- 3 本部はソフトボールの技術向上に努め、その普及と発展を図りつつ、部員相互間の親睦、連帯を深めることを目的とする。
- 4 本部は鳥取大学に在学中の部員をもって構成し、顧問をおく。顧問は鳥取大学の教官の中からこれを選出する。

第2章 活動

- 1 本部は第1章3の目的を達成するために次の活動を行う。
 - ① 練習
 - ② 試合及び遠征
 - ③ 親睦会
 - ④ その他部会で必要と決めたこと

第3章 機構

- 1 本部は第2章1の活動を行うために、次の役職をおく。これは兼任してもかまわない。
 - ① 主将（1名）
 - ② 副将（2名）
 - ③ 主務（1名）
 - ④ 会計（1名）
 - ⑤ OB連絡（1名）
 - ⑥ 体育会委員（1名）
 - ⑦ 記録（1名）

第4章 幹部

- 1 主務は幹部会或いは次期幹部会において選出される。
 - ① 任期は幹部会において決定され、原則として12月から翌年12月までとする。
 - ② 選出は任期終了前1ヶ月以内とする。
- 2 幹部は第3章1の役職を遂行し、必要に応じて補佐役を指名することができる。

第5章 部会

- 1 部会は全部員をもって構成される最高の議決機関である。
- 2 部会は主将が必要と認めた場合、主将がこれを召集する。
- 3 部会は全部員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 部会は次のことを行う。
 - ① 幹部の活動内容承認
 - ② 幹部会で決定した議題の討議及び決定
 - ③ 決算報告の承認
 - ④ その他
- 5 これらの部会の決定は出席部員の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、幹部が決定する。

第6章 幹部会

- 1 幹部会は第3章1の幹部で構成され、部会に次ぐ権限をもつ。
- 2 幹部会はその任期の活動方針を話し合い、部会に提出しなければならない。
- 3 幹部会は主将が必要に応じて召集する。

第7章 会計

- 1 部員は部費及びその他の費用を期日までに納めなければならない。
- 2 部費及びその他の費用は幹部会において決定される。
- 3 会計報告は幹部交代時に行う。

第8章 入部、退部及び休部

- 1 本部への入部を希望する者は主将に届けなければならない。
- 2 本部を退部したい者は主将に届け、幹部会の承認を受けなければならない。
- 3 本部を休部したい者は、理由を明らかにし、主将に届け、主将の承認を受けなければならない。なお、休部期間中の部費は免除される場合がある。

第9章 細則

- 1 部員はこの規則に従うことを義務とする。
- 2 部員が届け出もなく、長期に渡って練習に参加しない場合及びソフトボール部の品位を著しく汚した場合、幹部会の決定で退部勧告を出すことができる。

平成13年3月11日 施行